

令和5年2月旭市国民健康保険運営協議会 会議概要

日 時 令和5年2月9日（木）午後1時30分開会
場 所 旭市役所 3階政策決定室
出 席 者 運営協議会委員
片桐文夫委員、伊藤房代委員、渡辺清江委員、塚本達人委員、磯村政保委員
菅谷博委員、渡辺修委員、下埜實委員、越川壽一委員
事務局
(保険年金課) 高野課長、大網副課長、石毛主査、菱木保健師
(税務課) 向後課長、多田副課長

議題

(1) 審議事項

- ①令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計予算（案）について
- ②旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- ③旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(2) 報告事項

- ①被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付状況について
- ②令和4年度旭市特定健康診査等の実施状況について

(3) その他

委嘱書の交付

1. 開会

委員9名のうち全員出席

傍聴者 0名

2. 市長あいさつ

委員の皆様方には、平素、国民健康保険事業の運営に多大なるご指導とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。ただいま、9名の委員の皆様へ委嘱書を交付させていただきました。国保運営協議会の委員としてご尽力いただきたく、どうぞよろしくお願いいたします。

また、委員の推薦に際しましては、旭匠瑤医師会及び旭市歯科医師会の皆様にも多大なお骨折りをいただきましたことに、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

3月の市の定例議会におきまして、国保関係の議案といたしまして、新年度予算案と、国保税条例及び国保条例の改正が上程される予定です。それに先立ちまして、本日皆様にご審議をいただくものであります。ご審議いただく案件は3件ございます。

1件目が、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計予算案についてです。事業勘定は歳入歳出それぞれ84億2,400万円、施設勘定は歳入歳出それぞれ8,000万円とするものです。

2点目は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国保税における限度額を102万円とするものです。

3点目は、旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、出産育児一時金について、支給総額を42万円から50万円に引き上げるものでございます。十分にご審議をいただきましてご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 会長の選出

会長の選出についてですが、『旭市国民健康保険条例施行規則第4条』において、「会長は公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」と規定されております。現在、公益を代表する委員は、片桐文夫委員、伊藤房代委員、渡辺清江委員の3名でございます。会長の選出についていかがいたしましょうか。片桐委員との発言がありました。これにご異議ございませんか。ご異議なしということですので、片桐委員よろしく願いいたします。それでは片桐会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長あいさつ

一言ごあいさつを申し上げます。ただいま、皆様のご推挙を賜り、会長に就任させていただくことになりました。当協議会は、国保会計の予算、決算をはじめ、条例改正等の審議に取り組んでいくわけでございますが、平成30年度からの国保広域化に伴い、国保事業を取り巻く情勢は、目まぐるしく変化しております。このような中で、当協議会の会長を引き受けることになり、改めて、身の引き締まる思いでありますとともに、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4. 副会長の選出

副会長の選出についてですが、『旭市国民健康保険条例施行規則第4条』において、「副会長は公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」と規定されております。現在、公益を代表する委員は、伊藤房代委員、渡辺清江委員の2名でございます。「副会長の選

出」について、いかがいたしましょうか。渡辺委員との発言がありました。これにご異議ございませんか。ご異議なしということですので、渡辺委員よりお願いいたします。渡辺副会長よりご挨拶をお願いいたします。

副会長あいさつ

渡辺でございます。私は保健推進員として、健康寿命を目指して、市民のためにずっと活動してきたんですけども、一言ごあいさつを申し上げます。ただいま皆様のご推挙を賜り、副会長に就任させていただくことになりました。会長を補佐いたしまして、国保事業の発展のため、当協議会の運営に努力する所存でございます。まだまだ勉強不足でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

―市長退席―

5. 議題

会長

審議事項①令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計予算案について、及び審議事項②旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、関連がありますので一括で議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

審議事項①・②について概要を説明。

会長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

委員

まずは、歳入の部分で、国保税の収納率はどの位見込んでおりますか。

事務局

国保税につきましては、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の3部門に分かれてございます。現年度分で回答させていただきますが、医療分につきましては、収納率92.80%で設定しております。また、後期高齢者支援金分につきましては93.00%、介護分につきましては92.30%で設定しております。合計としましては、現年分を92.80%、滞納繰越分を29.57%で設定しております。

委員

収納率対策はどのように考えておりますか。

事務局

現年分につきましては、毎年の所得の変動がありますので、あくまでも予算上の収納率でや

っております。市全体で滞納繰越を残さないように、納付者に丁寧な説明をしていくしかありません。滞納繰越分につきましては、このところ毎年収納率が結構上がっておりまして、そもそもの滞納繰越額が減っておりますので、なかなか毎年上げるようにしておりますが、これも同じように、家庭の事情が皆さんありますので、丁寧に聞き取りをして徴収を行っております。納め方は口座振替を推奨しており、また、若い人も納めやすいように電子的なものを広げて、PayPay やコンビニ収納等の対応を行っているところでございます。

会長

審議事項③ 旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

審議事項③について概要を説明。

会長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

委員

出産育児一時金でございますけれども、第5条の4行目の市長が認めたとき3万円を上限として加算するものとありますが、具体的には。

事務局

ただし書きの市長が認める部分ということで、条例そのものにつきましては、現在40万8,000円ということで規定されています。市長が認める部分ということで、それに上乗せする1万2,000円は何かと申しますと、出産した時に、お子様が重度脳性麻痺になった場合の産科医療補償制度の掛け金になります。条例改正につきましては、40万8,000円から48万8,000円、1万2,000円の産科医療補償制度を上乗せしまして全体で50万円ということでございます。この1万2,000円につきましては、規則の方で規定しておりますので、ここでのご審議は外させていただきます。

委員

保険税ですが、例えば保健事業費の中で使い道をPRして、収納する気持ちにさせるようなことはしておりますか。

事務局

保険税の方はこういった形で使われているかでございますが、基本的には税で集めたものについては、納付金という形で県へ納めているのが、ほとんどの金額になってございます。PRにつきましては、今後考えていきたいと思っております。

会長

税務課長からもありましたように、若年層への収納へのPRも含めてよろしく願いしたいと思います。

委員

国民健康保険でわからないことがあれば、教えてもらえるか。

事務局

はい、保険年金課国民健康保険班、高齢者医療年金班に相談いただければ対応いたします。

会長

他にご質問等はございますか。質疑がなければ、質疑を終わります。ご審議いただきました内容の通り、承認を求めたいと思います。

審議事項①令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計予算案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

ー全員挙手ー

全員賛成。よって審議事項①は承認されました。

続きまして、審議事項②旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

ー全員挙手ー

全員賛成。よって審議事項②は承認されました。

続きまして、審議事項③旭市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手をお願いいたします。

ー全員挙手ー

全員賛成。よって審議事項③は承認されました。

報告事項①被保険者資格証明書及び短期被保険者証の交付状況について、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告事項①について概要を説明。

会長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

委員

短期証について、3か月証の3年度と4年度の交付世帯数の違いは。

事務局

現在コロナ禍ということで、令和2年度から被保険者資格証明書並びに3か月証につきましては、国の方から便宜を図っていただきたいということで、対象者には6か月証を交付しておりました。これが令和3年12月以降の更新時から、今まで通りの取り扱いに変更し、従来通り資格証明書または3か月証の発行もいたしました。したがって、一番上の一般証を見ていただければおわかりになるかと思えますけれども、令和3年12月末の一般証については、交付率が94.4%、それに対しまして、令和4年12月末については95.2%、一般証の世帯数も増えているということで、全体的に見ますと、短期証の世帯が減りまして、その分全体的には一般証に移行していることで、ご理解いただければと思います。

会長

その他に質疑はありますか。質疑はないようですので、報告事項②令和4年度旭市特定健康診査等の実施状況について、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告事項②について概要を説明。

会長

事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。

委員

脳ドックについて、初期の症状で発見しますと大事には至らないと聞いておりますので、高額な脳ドックの助成を、ぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局

ご提案ありがとうございます。確かに脳ドックの方、高額になるということは聞き及んでおります。人間ドック等につきましては、基本的に先ほど事業でも説明いたしましたように、特定健診につなげていく形での、人間ドックと脳ドックになってございます。特定健診には、集団健診と個別健診がございますが、特定健診と比較しますと人間ドック及び脳ドックの単価やサービスは高い状態になっています。この公平性を保つために、今のところは検討課題になっております。

委員

報告事項①で質問をすればよかったのかもしれませんが、マイナンバーカードとの絡みがあると思うので、この短期証と資格証明書の場合どのように考えているのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

事務局

マイナンバーカードですが、私の分野的とは違うのですけれども、新聞等で報道されていますように、被保険者証が一体化するということですので、今ある情報ということでご理解いただければと思いますが、基本的にマイナンバーカードを取得し、保険証利用登録をいたしますと、被保険者証の情報が連動するような形になっております。短期証と資格証明書がどうなるかということになりますと、一応、被保険者証は有効期限が皆さん1年間ですが、短期証の場合それが6か月や3か月ですので、何年何月何月まで使えますとの情報になります。その日付によって判断するような形になると思います。短期証ですので、有効期限を過ぎてしまった日付であれば当然、マイナンバーカードを見せたとしても、それが使えないような状態になってきます。資格証明書につきましては、この方が国民健康保険に入っていますとの情報だけで、有効期限が表示されないような形になるのかなというふうに想像しております。マイナンバーカード関係で一応お話がございましたので、追加としましては、今デジタル庁の方で、令和6年10月までに、被保険者証を一体化させようというお話ですが、新聞等で報道されていますように、まだ議論をしている状態ですので、情報がまだ全然ございませんのでご理解いただければと思います。

会長

今後、情報等が入りましたら、この会議でも、お話いただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。(3) その他について何かはありますか。ないようですので、本日の運営協議会の付議されました事項はすべて終了いたしました。

なお、この結果につきましては、市長に答申させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

6. 閉会

—午後2時35分終了—